

令和2年度における 環境配慮契約法基本方針の検討(案)

1. 電気の供給を受ける契約

関連する状況

- **今年度の電力専門委員会において特に継続検討が必要とされた事項と状況**
 - **裾切り方式における「排出係数しきい値」の引下げ及び既存オプション加点項目の要否・改定（新規項目の追加を含む。）**

状況：今年度の検討結果を踏まえ、排出係数しきい値の設定及び既存オプション加点項目（グリーン電力証書の譲渡）の削除を反映した基本方針解説資料の改定を実施
 - **調達電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討**

状況：新宿御苑における再エネ電気調達事例を10月開催の関係省庁連絡会議において紹介。当該事例を基本方針解説資料に掲載し、地方公共団体等も参加する2～3月開催予定の基本方針全国説明会においても紹介予定
 - **総合評価落札方式の導入可能性**

状況：中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）において、来年度分調達で総合評価落札方式を実施しており、調達結果などの情報を収集予定
 - **非化石証書価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価**

状況：卒FIT由来の非FIT非化石証書が2020年2月から発行開始予定

対応方針（案）

特に継続検討が必要とされた事項について、次年度重点的に検討を実施
今年度と同様に専門委員会を設置の上、議論を進める

2. 建築物に係る契約

関連する状況

■ 政府実行計画における建築物の管理等に当たっての配慮

- 政府実行計画の温室効果ガス総排出量の目標の2030年度に2013年度比40%削減、中間目標の2020年度に10%削減の達成に向けて、政府の温室効果ガス排出量の大半を占める**建築物の適切な維持管理による省エネルギーの徹底**は極めて重要
- 政府実行計画に基づく省エネルギー診断の実施
- エネルギー管理システム（BEMS）を大規模な庁舎等から導入

■ 令和元年度における契約実績の把握及び分析

- 昨年度の基本方針変更で「建築物維持管理契約」を追加。実質的に令和元(2019)年度から運用開始
 - 令和元(2019)年度分の契約締結実績調査において適切に情報を把握し、省エネルギー対策等の分析に効果的な調査票の検討が必要
- 施設の特性（地域、用途、規模、管理形態等）に応じた契約内容等の分析が可能

対応方針（案）

- 令和元年度後半：維持管理契約に係る調査票の検討
- 令和2年度前半：維持管理契約締結実績の把握・分析
 - 平成30（2018）年度に実施した建築物の維持管理に係る調査結果との比較検討等
- 令和2年度後半：契約締結実績の分析結果を踏まえた検討（親検討会での議論）
 - 省エネ・省CO₂等の環境配慮契約の効果を評価するための適切な指標の検討
 - 契約締結実績の分析を踏まえた適切な契約方式・契約内容等に係る継続的な検討
 - 省エネルギー診断結果、BEMSデータの活用可能性に関する検討
 - ICT技術の利用検討
 - 建築物に係る契約類型（設計、維持管理及びESCO事業）の全体的な整理・方針の検討

建築物の維持管理に係る契約に関する締結実績調査項目（案）

調査項目（案）		収集データ内容（案）
契約対象業務		電気設備保守管理業務、機械設備保守管理業務、エレベーター等搬送設備保守管理業務、その他業務（具体的業務）
契約方式		最低価格落札方式、総合評価落札方式（除算方式／加算方式）、随意契約（少額／具体的な随契理由）、プロポーザル方式、その他の方式
契約期間		契約期間（単年度又は12ヶ月以下／複数年度又は12ヶ月超） → 複数年度の場合：具体的な契約期間（月）
環境配慮契約の実施状況		実施状況（実施／未実施） → 実施の場合： <u>次スライドの内容</u> を収集 → 未実施の場合：未実施理由の記載
施設 情報	契約対象施設名	施設名
	所在地	都道府県
	管理官署	当該施設を管理している官署
	施設用途	合同庁舎、一般事務庁舎、試験研究施設、文化施設、厚生施設、教育施設（大学、高専、他の学校等）、医療施設 等
	延べ床面積	当該施設の延べ床面積（㎡）
	入居人員数	当該施設の入居人員数（常勤）
	使用エネルギー実績	電気、ガス、灯油、軽油、A重油の使用実績

建築物の維持管理に係る契約に関する締結実績調査項目（案）

調査項目（案）	収集データ内容（案）
最低価格落札方式 又は随意契約（プロポーザル方式を含む。）	<ul style="list-style-type: none">● 仕様書等の契約図書に記載した温室効果ガス等排出の削減に配慮した具体的な内容→仕様：グリーン購入法基本方針に基づく基準など入札参加資格：専門技術者の配置、業務実績・実施体制など
総合評価落札方式	<ul style="list-style-type: none">● 仕様書等の契約図書に記載した温室効果ガス等排出の削減に配慮した具体的な内容→仕様：グリーン購入法基本方針に基づく基準など入札参加資格：専門技術者の配置、業務実績・実施体制など ● 総合評価落札方式において設定した温室効果ガス等削減対策に関する評価項目→総合基礎点（必須項目）に設定した具体的内容加点項目に設定した具体的内容
特別な契約内容	<ul style="list-style-type: none">● インセンティブ契約、パフォーマンス契約等特別な契約（有／無）→ 特別な契約の場合：具体的な契約の内容

3. 自動車の購入等に係る契約

関連する状況

■ 政府実行計画における公用車に係る取組

- 政府公用車について「**2030年度までに**代替可能な次世代自動車がない場合を除き、**ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める**」
- **2020年度の間目標**は「政府全体で公用車の**4割程度を次世代自動車とすることに向けて努める**」こととされており、**2017年度の実績は15.2%**
- 公用車の燃料使用量を「**2013年度比で2020年度までに政府全体で概ね15%以上削減することに向けて努める**」こととされており、**2017年度の実績は▲6.2%**

■ 2030年度のトップランナー基準（乗用車）

- 乗用車（乗車定員**9人**以下の乗用車又は**10人以上**車両総重量**3.5ト**以下の乗用車）の**2020年度**を目標とする燃費基準の対象範囲は、ガソリン、軽油又はLPGを燃料とする乗用車。新たな**2030年度**を目標とする燃費基準は、これらに加え、**電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車**が対象
- 燃費基準値は現行の車両重量の区分（ステップ）ごとの値から**ステップレス**に変更

対応方針（案）

■ 新たなトップランナー基準に対応した契約内容の検討（親検討会での議論）

- 現行の車両重量区分をベースとした燃費基準値及び燃費目標値の考え方を変更し、**2030年度**を目標とした**新たな燃費基準（ステップレス）**への対応に関する検討が必要

■ 次世代自動車への対応方向性の検討（親検討会での議論）

- 政府公用車の次世代自動車への本格的切替を想定し、**次世代自動車への対応方向性**について、**2020年度**の政府実行計画の改定を注視しつつ検討を実施

【参考】燃費基準のイメージと検討課題

燃費基準が「車両重量区分ごと」から「ステップレス」へ変更

- ▶ 総合評価落札方式において採用している加算点の満点の考え方及び算定方法の検討が必要（燃費基準値に対する燃費目標値の改善割合で加算点を設定）
 - ➔ 新たな燃費基準値は当該車両の車両重量により定まるが、現行の燃費目標値は当該車両重量区分において最も燃費の良い車両の燃費としていることから、燃費目標値の設定方法について検討が必要（親検討会での議論）

